# 定例公安委員会

日 時:令和3年7月1日 9時00分~11時50分

出席委員:岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・小笠原委員・下村委員

# 1 全体審議(公安委員会会議室)

	案件	件名	担当部	出	席	者
1		主要事件の検挙(4件)	生活安全部	本	部	長
2	却生	主要事件の検挙	地域部		務 音 舌安全	部長
3	報告	主要事件の検挙	刑事部	地刑交	域音通音	『 長
4		令和3年夏の交通安全県民運動の実施	交通部	X		<u>त्र</u> प

# 2 個別審議(公安委員執務室)

	案件	件名	担当部	出	席	者
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理(8件)				
2	決定	自己情報開示請求に係る決定(2件)	総務部	公安委	員会執	務官
3	決裁	警察署協議会委員の辞職及び委嘱(2件)				
4	決裁	激励の上申				
5	報告	監察案件		首席	監察	官
6	裁決	運転免許停止処分に対する審査請求(2件)				
7	裁決	運転者区分決定に対する審査請求(2件)	警務部	訟	務	官
8	裁決	警察官の職務執行に対する審査請求				
9	決裁	行政訴訟の発生及び応訴				
10	決裁	愛知県暴力団排除条例に基づく勧告の実施	刑事部	<b>织织</b> 犯	架 分货	: 锂 匡
11	決裁	暴対法に基づく防止命令の発出に係る意見聴取の 実施		지보 전다 기년	<b>뒤F メ゙リ 牙</b>	<b>以本文</b>
12	決定	聴聞等の実施結果・決定 58件	総務部	首席聴	聴 聞	副官 官

## 議事の概要

#### 1 全体審議

#### (1) 生活安全部

主要事件の検挙(4件)

生活安全部長から、

- 路上生活者を狙った不良少年グループによる連続襲撃事件の検挙概要

- 暗号資産口座の不正開設にかかる詐欺及び犯収法違反事件の検挙概要 について報告があった。

委員から、路上生活者を狙った不良少年グループによる連続襲撃事件の検 挙について、

「事件を認知した時点で早期に体制を組み、犯行がエスカレートする前 に被疑者らを検挙できたことは素晴らしいと思う」

旨の発言があった。

また、委員から、家電量販店を対象としたd払い等不正使用組織的連続詐欺事件の検挙について、

「私のパソコンや携帯にも業者を装ったフィッシングメールが頻繁に入る。表題が『有効期限が切れます』などという怪しいものなので気付くが、引っかかる人は相当いると思う」

旨の発言があった。

## (2) 地域部

主要事件の検挙

地域部長から、

銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑者の検挙概要 について報告があった。

#### 委員から、

「本件は、警察官にも付近住民にも怪我もなく被疑者を検挙できた事件 であり、素晴らしい対応であったと思う」

旨の発言があった。

#### (3)刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、

偽造医師免許証を行使した偽造有印公文書行使等事件の検挙概要 について報告があった。

#### (4) 交通部

令和3年夏の交通安全県民運動の実施

交通部長から、

「7月11日(日)から20日(火)までの10日間、夏の交通安全県民運動を県 民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安 全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図る。

運動重点は、

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 自転車の安全利用の推進

である」

旨の報告があった。

#### 委員から、

「千葉県で発生した小学生が犠牲となった交通事故は、多くの人々にとって衝撃的な事故であり、飲酒運転というのは、とても危険であり許され

ないというマインドを広く認識してもらう機会となると思う」 旨の発言があった。

また、委員から、

「通学路や生活道路での速度超過はとても危険性が高いため、これらの 道路における可搬式オービスによる取締りは、歩行者等の安全を確保する ために非常に効果的であると思う。期間中にしっかりと取り組んでもらい たい」

旨の発言があった。

#### 2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理(8件)

公安委員会執務官から、

6月25日までに届いた公安委員会宛の文書8件

について報告があり、公安委員会は、「被害の受理に関する申出」を警察法 79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁 した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定(2件)

公安委員会執務官から、

公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案 2 件 について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

(3) 警察署協議会委員の辞職及び委嘱(2件)

公安委員会執務官から、

警察署協議会委員の辞職及び委嘱

について説明があり、1人の辞職及び後任者の委嘱並びに2人の委嘱について決裁した。

#### (4) 激励の上申

公安委員会執務官から、

暴力団に対する総合対策及び実態把握の推進捜査本部 に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

## (5) 監察案件

首席監察官から、 監察案件 について報告があった。

(6) 運転免許停止処分に対する審査請求(2件)

訟務官から、運転免許停止処分に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(7) 運転者区分決定に対する審査請求(2件)

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(8) 警察官の職務執行に対する審査請求

訟務官から、警察官の職務執行に対する審査請求について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、原案どおり裁決した。

## (9) 行政訴訟の発生と応訴

訟務官から、

運転免許更新処分取消等請求事件の概要及び今後の応訴方針 について説明があり、決裁した。

(10) 愛知県暴力団排除条例に基づく勧告の実施

組織犯罪対策課長から、

愛知県暴力団排除条例第25条の規定による勧告の実施 について説明があり、決裁した。

(11) 暴対法に基づく防止命令の発出に係る意見聴取の実施

組織犯罪対策課長から、

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく用心棒行為等の約束に係る防止命令の発出のための意見聴取の実施について説明があり、決裁した。

(12) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 56件
- 風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 2件について報告があり、行政処分を決定した。

# 定例公安委員会

日 時:令和3年7月15日 9時00分~12時30分

出席委員:小笠原委員長・下村委員・柘植委員・岩瀬委員・那須委員

1 全体審議(公安委員会会議室)

	案件	件 名 名	担当部	出	ı F	幇	者
1		主要事件の検挙	生活安全部	本	台	ß	長
2		主要事件の検挙	地域部	総	務	立(7	長
3		刑法犯の認知・検挙状況(令和3年6月末)		が心	竹五	部	区
4		株主総会に対する特別警戒の実施結果	刑事部	生	舌安	全音	『長
5	却生	主要事件の検挙		地	域	部	長
6	報告	交通事故発生状況(令和3年6月末)		刑	事	部	長
7		通学路における交通安全の確保に向けた緊急対策 の実施	交通部	交	通	部	長
8		行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及 び許可(令和3年6月中)	警備部	警	備	部	長
9		静岡県における土砂災害の発生に伴う広域緊急援 助隊警備部隊等の派遣					

2 個別審議(公安委員執務室)

	案件	件名	担当部	出 席 者
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理(11件)	総務部	公安委員会執務官
2	決裁	激励の上申(3件)	称 加 叫	
3	報告	人事案件		警務部長
4	報告	監察案件	警務部	首席監察官
5	決裁	行政事件の発生及び応訴		訟 務 官
6	報告	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく 警告等の実施	生活安全部	人身安全対策課長
7	決裁	警察用航空機の援助要求に関する関係警察との協 定の締結	地域部	地域総務課長
8	報告	主要事件の発生	警備部	警備総務課長
9	決定	聴聞等の実施結果・決定 67件	総務部	首席聴聞官聴聞官

#### 議事の概要

## 1 全体審議

## (1) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、 暗号資産投資名下に係る詐欺事件の検挙概要 について報告があった。

#### (2) 地域部

## 主要事件の検挙

地域部長から、

JR名古屋駅構内における銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑者の検挙概要 について報告があった。

#### 委員から、

「本件は人通りの多い場所において発生した事案で、対応いかんでは多くの人が巻き添えになるような事案であったが、対応した警察官が見事に被疑者を制圧逮捕し、きっちりと治安が守られた素晴らしい対応であった。特に若い女性警察官が包丁を持った被疑者に怯むことなく、包丁を叩き落し、被疑者を制圧しながら手錠を取り出して逮捕した対応は、見事であった」

旨の発言があった。

## (3)刑事部

ア 刑法犯の認知・検挙状況(令和3年6月末)

刑事部長から、令和3年6月末時点での刑法犯の認知・検挙状況(前年

#### 同期との比較)について、

- 刑法犯の認知件数は18,539件で、1,916件減少した 刑法犯の検挙件数は7,514件で、590件減少した 刑法犯の検挙率は40.5パーセントで、0.9ポイント上昇した 刑法犯の検挙人員は6,199人で、139人減少した 重要窃盗犯の認知件数は1,512件で、319件減少した 重要窃盗犯の検挙件数は603件で、113件減少した 重要窃盗犯の検挙率は39.9パーセントで、0.8ポイント上昇した 重要窃盗犯の検挙人員は223人で、39人減少した
- 特殊詐欺の認知件数は436件で、78件増加した
- 特殊詐欺の検挙件数は201件で、36件増加した
- 特殊詐欺の検挙率は46.1パーセントで、増減なし
- 〇 特殊詐欺の検挙人員は81人で、11人増加した」 旨の報告があった。

## イ 株主総会に対する特別警戒の実施結果

刑事部長から、

5月6日(木)から6月30日(水)までの間に実施した株主総会に対する特別警戒の実施結果

について報告があった。

#### ウ 主要事件の検挙

刑事部長から、

通信事業者らによる組織的詐欺等事件の検挙概要について報告があった。

#### 委員から、

「本件は全国初の摘発事例ということで、長期にわたる複雑で難しい 捜査であったと思うが、よく検挙していただいた」 旨の発言があった。

#### (4) 交通部

## ア 交通事故発生状況(令和3年6月末)

#### 交通部長から

- 「交通事故死者数は、6月中11人で前年比プラス3人であった。
  - 6月中の交通死亡事故の主な特徴としては、
    - 自動二輪・原付が増加
    - 車両単独が増加
    - 〇 単路が増加
  - 7月中の主な取組は、

通学路の安全確保に向けた緊急対策等

- 飲酒運転取締り
- 夏の交通安全県民運動 白バイの集中運用

等である」

旨の報告があった。

#### 委員から、

「警察が主体的に様々な交通事故防止対策に取り組んできたことが、確実に実を結んできていると感じるところ、今後、コロナ感染症が徐々に収まってきて、多くの人が外出しだすと、これまでの様々な対策により引き続き交通事故を抑え込んでいくことができていくのか、それとも増加に転じていくのか、これらを注視しながら今後とも交通事故防止対策を推進してもらいたい」

旨の発言があった。

## イ 通学路における交通安全の確保に向けた緊急対策の実施

交通部長から、

「6月28日、千葉県八街市内において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷する大変痛ましい交通事故が発生した。

そこで、県内の通学路における交通事故を抑止するため、7月5日 (月)から8月31日(火)までの小学校の登校が行われる日に緊急対策 を実施する」 旨の報告があった。

委員から、

「ハンプやスムーズ横断歩道といった物理的なデバイスは、通学路における速度の抑制に非常に効果的であると考えられるため、予算的な問題はあると思うが多くの場所に広がれば良いと思う」

旨の発言があった。

## (5) 警備部

ア 行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可(令和3年6月中)

警備部長から、6月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況 について、

「6件の許可申請を受理し、全て許可した」 旨の報告があった。

イ 静岡県における土砂災害の発生に伴う広域緊急援助隊警備部隊等の派遣

警備部長から、

「静岡県熱海市内における大規模な土砂災害の発生に伴い、広域緊急援助隊警備部隊等は同県に派遣され、行方不明者の捜索活動等を実施し、 人員装備異常なく帰県した」

旨の報告があった。

委員から、

「テレビで見ていても現場は泥沼のような場所であったし、蒸し暑い時期であったことも重なり、困難な活動であったが、派遣された隊員は、 行方不明者や被災者の方々のためにしっかりと活動してくれた」 旨の発言があった。

#### 2 個別審議

# (1) 公安委員会宛文書等の受理(11件)

公安委員会執務官から、

7月9日までに届いた公安委員会宛の文書11件 について報告があり、公安委員会は、「警察官の言動等に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

## (2) 激励の上申(3件)

公安委員会執務官から、

- 家電量販店を対象としたd払い等不正使用組織的連続詐欺事件合同 捜査本部
- 暗号資産口座の不正開設に係る詐欺及び犯収法違反事件捜査班
- 数都府県の通信事業者らによる組織的詐欺等事件合同捜査本部 に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

## (3) 人事案件

警務部長から、 人事案件 について報告があった。

#### (4) 監察案件

首席監察官から、 監察案件 について報告があった。

## (5) 行政事件の発生及び応訴

訟務官から、

運転免許取消処分取消請求事件の概要及び今後の応訴方針 について説明があり、決裁した。

(6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく 警告等の実施について、

「令和3年6月中は、押し掛け、面会等要求等を理由に4件の緊急禁止 命令を実施した。

また、面会等要求、押し掛け、粗野又は乱暴な言動等を理由に24件の警告を実施した」

旨の報告があった。

(7) 警察用航空機の援助要求に関する関係警察との協定の締結

地域総務課長から、

「警察用航空機が整備等により稼働できない場合に備え、警察法60条に基づいて公安委員会が行う警察用航空機の援助要求について関係警察とあらかじめ協議し、手続きについて協定を締結する」

旨の説明があり、決裁した。

#### (8) 主要事件の発生

警備総務課長から、

名古屋市民ギャラリー栄における威力業務妨害容疑事件の発生概要 について報告があった。

(9) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 64件
- 風俗営業等の許可取消等処分に関する聴聞結果 2件

〇 用心棒行為等防止命令に関する意見聴取結果 1件 について報告があり、行政処分を決定した。

# 定例公安委員会

日 時: 令和3年7月29日 9時00分~12時10分

出席委員:小笠原委員長・下村委員・那須委員・河合委員

1 全体審議(公安委員会会議室)

	案件	件	名	担当部	出	F	幇	者
1		8月の行事予定			本	台	ß	長
		令和3年の警察運営の基本目標達成		警務部	総	務	部	長
2	報告			警	務	課	長	
	1				生剂	舌安	全音	『長
3		主要事件の検挙(2件)		生活安全部	刑	事	部	長
4		主要事件の検挙		刑事部	交	通	部	長

# 2 個別審議(公安委員執務室)

	案件	件名	担当部	出	席	7	\$	
1		公安委員会宛文書等の受理(5件)	3— HI		,,,,	•	-	
2	決裁	警察署協議会委員の辞職及び委嘱(2件)	総務部	公安	委員名	執務	綰	
3	決裁	激励の上申						
4	決裁	苦情の調査結果		氓	サーヒ	ごス語	賬	
5	報告	監察案件		首昂	ま 監	察	官	
6	裁決	運転免許取消処分に対する審査請求	警務部	警務部				
7	裁決	運転者区分決定に対する審査請求		訟	務	i	官	
8	裁決	放置違反金納付命令に対する審査請求(2件)						
9	報告	交通事故統計外の事故(令和3年第2四半期)	交通部	交通	総和	务課	長	
10	決裁	愛知県道路交通法施行細則の一部改正	义进品	運転	免記	午課	長	
11	決裁	警察職員の援助派遣の一部取下げ	警備部	敬	— <u>—</u> 供	 <b>≐</b> ⊞	E	
12	報告	警察職員の援助派遣	三州司)	言	伸	木	又	
13	決定	聴聞等の実施結果・決定 55件	総務部	首席聴	ま 聴 聞		官官	

## 議事の概要

- 1 全体審議
  - (1) 警務部
    - ア 8月の行事予定

警務課長から、 8月の行事予定 について報告があった。

イ 令和3年の警察運営の基本目標達成に向けた上半期の取組結果等

警務課長から、令和3年の警察運営の基本目標達成に向けた上半期の取組結果等について、

「 暴力団の壊滅

上半期の主な取組として、

- ・ 暴力団の壊滅に向けた総合的な取締りの推進
- 暴力団対策法・暴力団排除条例の効果的な運用
- 暴力団排除活動の推進 を実施した。

下半期は、

- ・ 暴力団に対する取締りの徹底
- 資金的基盤の実態解明及び資金の剝奪
- ・ 暴力団を社会から孤立させるための暴力団排除活動の強化 に取り組む。

交通死亡事故の抑止~減少傾向の定着~

上半期の交通事故死者数は51人で、前年同期比25人減少した。 交通死亡事故の主な特徴は、

- ・ 高齢者が約6割
- 高齢者の当事者別では、歩行者が約5割
- ・ 道路形状別では、交差点・交差点付近が約6割 が挙げられる。

上半期の主な取組は、

- ・ 交通事故に直結する違反の取締りを強化
- ・ 交通安全意識の更なる定着
- ・ 道路交通環境の整備である。

下半期は、

高齢者、歩行者、自転車、交差点対策を推進し、飲酒運転、 横断歩行者等妨害等違反、信号無視等 8 態様を取締重点として、 各種施策の推進に取り組む。

県民生活を脅かす犯罪への対処

上半期の主な取組は、

- ・ 主要事件の検挙として、特殊詐欺グループの犯行拠点摘発、 暗号資産口座の不正開設に関する詐欺等事件の検挙、組織窃 盗グループ等の検挙等
- ・ 主要施策として、特殊詐欺対策、サイバー犯罪への的確な 対応、地域防犯力の向上に向けた取組等

である。

下半期は、

- ・ 手口の変化する特殊詐欺、悪質化・巧妙化するサイバー犯 罪への的確な対応
- ・ 侵入盗、自動車盗その他の多発する犯罪の更なる減少に向けた対策の推進
- ・ 人身安全対処事案への迅速的確な対応に取り組む」

旨の報告があった。

#### 委員から、

「上半期中、『暴力団の壊滅』、『交通死亡事故の抑止』、『県民生活を脅かす犯罪への対処』という最重要課題について、愛知県警察として、前向きかつレベルの高い様々な施策を一つずつ確実に実施した結果、それぞれについて大きな成果が出ていると感じる。

下半期についても、『安心』して暮らせる『安全』な愛知の確立という基本目標を達成するために、各種警察活動を引き続き強力に推進してもらいたい」

旨の発言があった。

#### (2) 生活安全部

主要事件の検挙(2件)

生活安全部長から、

- 半グレ集団と弁護士による組織的な詐欺・商標法違反事件の検挙概要

について報告があった。

委員から、半グレ集団と弁護士による組織的な詐欺・商標法違反事件の検 挙について、

「本件は、末端被疑者から首魁まで上り、更に犯行に加担していた弁護士を検挙した素晴らしい摘発事例である」

旨の発言があった。

## (3)刑事部

#### 主要事件の検挙

刑事部長から、侵入盗常習者の連続検挙として、

- 出所間もない空き巣常習者のスピード検挙概要
- 西三河における連続忍込み事件被疑者の検挙概要 について報告があった。

#### 委員から、

「侵入盗というのは、県民にとって身近で脅威を感じる犯罪であるため、 余罪も多く大変な捜査になると思うが、引き続き必要な捜査を推進してい ってもらいたい」

旨の発言があった。

## 2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理(5件)

公安委員会執務官から、

7月21日までに届いた公安委員会宛の文書5件

について報告があり、公安委員会は、「警察官の言動等に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

## (2)警察署協議会委員の辞職及び委嘱(2件)

公安委員会執務官から、

警察署協議会委員の辞職及び委嘱

について報告があり、2警察署協議会の委員それぞれ1人の辞職及び後任者の委嘱について決裁した。

## (3) 激励の上申

公安委員会執務官から、

OZプロジェクトによる暗号資産投資名下に係る詐欺事件合同捜査本部に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

## (4) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、

公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、原案どおり決裁した。

## (5) 監察案件

首席監察官から、

監察案件

について報告があった。

(6) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、原案どおり裁決した。

(7) 運転者区分決定に対する審査請求

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、原案どおり裁決した。

(8)放置違反金納付命令に対する審査請求(2件)

訟務官から、放置違反金納付命令に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(9) 交通事故統計外の事故(令和3年第2四半期)

交通総務課長から、

令和3年第2四半期における交通事故統計外の事故 について報告があった。

(10) 愛知県道路交通法施行細則の一部改正

運転免許課長から、

「運転免許証の自主返納の申請のための提出書類のうち、運転免許証返納届の提出を不要とするため、愛知県道路交通法施行細則に所要の改正を 行う」 旨の説明があり、決裁した。

## (11) 警察職員の援助派遣の一部取下げ

#### 警備課長から、

「4月30日付けで東京都公安委員会から本県公安委員会に対して、警察 法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求がなされていたところ、 7月16日付けで東京都公安委員会から警察職員の援助要求が一部取り下げ られたため、その派遣を中止する」

旨の報告があり、決裁した。

# (12) 警察職員の援助派遣

## 警備課長から、

「福井県公安委員会から本県公安委員会に対して、警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求があり、本部長専決として所要の警察職員を派遣する」

旨の報告があった。

## (13) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 52件
- 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 3件 について報告があり、行政処分を決定した。